

ロールズ正義論再考

笹澤 豊

1 ロールズとソフィストの正義論

ロールズの『正義論』は、二つの方向性を打ち出している。一つは古代ギリシアのソフィストの見解にむかう方向性であり、もう一つは近代ドイツの哲学者・カントの道徳思想にむかう方向性である。相反するとも言えるこの二つの方向性は、では、ロールズ『正義論』の思想にとつてどのような意味を持っているのか。また、この意味は、両者に対するロールズのどのような理解から生じるのか。以下ではこの問題について論じてみたい。

まず確認したいのは、ロールズの『正義論』が以下のような考え方を提示しようとしていることである。すなわち、『正義』とは、合理的な利己主義者の間の一つの契約であり、正義の原理を受け入れることは、(同じ可能的弱者として) ほぼ同等の力を持つ人々の間の一つの妥協である」という考え方である。

このことを示すのが、『正義論』の出発点になっている「原初状態」の想定である。この想定によって、『正義論』は我々

に次のような思考実験を差し出している。あなたたちが合理的な利己主義者として、相互に利害関心を持つことなく(嫉妬やライバル意識から、「あいつを蹴落としてやるう」などと考えることなく)、それぞれ自由に自分の利益の増大をはかっているとしよう。その場合、あなたたちは、みな「無知のヴェール」をかけられていて、自分の社会的な地位や身分、自分の好み、知的・身体的能力の程度などについての情報をすべて遮断されているとする。そういう状態(つまり原初状態)におかれたら、あなたたちは、社会の構成原理として、以下のような正義の二原理を選択するのではないか。

(1) 平等な自由の原理(だれもが他者の自由と両立する範囲で、基本的な自由への平等な権利を持つべきである。)

(2) a 公正な機会均等の原理(利益獲得競争は、機会の平等を保障する公正なものでなければならぬ。)

b 格差原理(競争の結果として生じる所得や社会的地位の不平等は、それが社会のなかでもっとも恵まれない人々の生活を改善するのに役立つ場合だけ認め

られる。)

假想の状況とはいえ、確かに、これは大いにありそうなことである。「無知のヴェール」をかけられていれば、だれもが——もし彼／彼女が合理的な思考を行うとすれば——「自分は能力や地位の点で、他の人よりも不利な立場にあるのかもしれない」と考え、自分を、弱者である可能性を多分に持つ存在として（つまり可能的弱者として）規定するようになるであろう。こういう状態では、だれも「財力や知的・身体的能力に優る人に対して、より多くの自由を認めるべきだ」とは思わないであろう。「社会的弱者を救済する必要はない」とも思わないであろう。そしてだれもが、他の人たちも、弱肉強食を助長するような、そういうおかしな考えを持たないでくれればよい、と願うであろう。そして、それとは逆の「平等な自由の原理」や「公正な機会均等の原理」や「格差原理」が、〈正義〉を規定する一般的な原則として、社会に通用するようになればよいと考えるであろう。「格差原理」とは、「貧しい人々の生活保障は必要であり、そのための財源は富裕階級の税金に求めるべきである」という考え方を正当化しようとする原則である。)

見て取れるように、ここに示されているのは、正義の成り立ちに関する次のような見解である。すなわち、正義とは、(カントやルソーが考えるような) 神聖な「理性」や普遍的な「良心」に由来するものではなく、自己を弱者とみなす利己主義者たちが、自己利益の増大という関心に基づいて、相互に交わした取り決めの所産である、とする見解である。自己を可能的弱

者とみなす人々が、それぞれ自己の利益の増大をはかろうとするとき、その結果として必然的に選択することになる原理、それが「正義の二原理」なのである。

このロールズの見解に、古代ギリシアのソフィストたちの見解との類似性を読み取ることは難しくない。このことをより端的に示しているのは、「公正としての正義」である。「正義論」の基本構想を打ち出したこの初期の論文の中で、彼は実際、自分の正義論と古代ギリシアのソフィストたちの見解との密接な関連について言及し、プラトンの対話篇『国家』の中のグラウコンの発言を引き合いに出している。ロールズがここで念頭においているのは、以下のようなグラウコンの言葉である。¹⁾

「人々はこう主張するのです。——自然本来のあり方からいえば、人に不正を加えることは善(利)、自分が不正を受けることは悪(害)であるが、ただどちらかといえば、自分が不正を受けることによつてこうむる悪(害)のほうが、人に不正を加えることによつて得る善(利)よりも大きい。そこで、人間たちがお互いに不正を加えたり、受けたりしあつて、その両方を経験してみると、一方を避け他方を得るだけの力のない連中は、不正を加えることも受けることもないように、互いに契約を結んでおくのが得策であると考えるようになる。このことからして、人々は法律を制定し、お互いの間の契約を結ぶということをはじめた。そして法の命ずる事柄を〈合法的〉であり〈正しいこと〉

であると呼ぶようになった。これがすなわち「正義」なるものの起源であり、その本性なのである。つまり「正義」とは、不正を働きながら罰を受けないという最善のことと、不正な仕打ちを受けながら仕返しをする能力がないという最悪のこととの、中間的な妥協なのである。⁽¹⁾

このグラウコンの発言の中にロールズが読み取るのは、「正義の原理を受け入れることは、ほぼ同等の力を持つ人々の間の一つの妥協である」という考え方である。彼はこの考え方を、「正義とは合理的な利己主義者間の一つの契約であり、その安定性は力の均衡と状態の類似性にかんにかかっている」とみなす考え方であるとし、自分の見解がこうした考え方の伝統と深い「結びつき」を持つものであると述べている⁽²⁾。このように述べるとき、ロールズが自分の見解をカリクレスの見解に関連づけていることを確認しておきたい。というのも、グラウコンが「人々はこの主張するのです」と語るとき、そこにはカリクレスの言説が含まれているからである。プラトンの対話篇『ゴルギアス』の中で、カリクレスは次のように述べている。

「ぼくの思うに、法律の制定者というのは、力の弱い者たち、すなわち世の大多数を占める人間どもなのだ。だから彼らは、自分たちのこと、自分たちの利益のことを考えにおいて法律を制定しているのであり、またそれに基づいて賞賛したり非難したりしているのだ。つまり彼らは、人間たち

の中でもより力の強い人たち、そしてより多く持つ能力のある人たちを脅して、自分たちよりも多く持つことがないようにするために、余計に取ることは醜いことで、不正なことであると言い、また不正を行うとは、そのこと、つまり他の人たちよりも多く持とうと努めることだ、と言っているのだ。というのは、思うに、彼らは自分たちが劣っているものだから、平等に持ちさえすれば、それで満足するだろうからである。⁽³⁾

カリクレスの言説の眼目は平等主義批判にある。グラウコンが「人々はこう主張するのです」と言うとき、この「人々」がこうしたカリクレスの見解と同じ見方に立っていることは、グラウコンの発言の続きの部分にはつきりと示されている。

「正義」とは、(……) 中間的な妥協なのである。これら両者の中間にある「正しいこと」が歓迎されるのは、決して積極的な善としてではなく、不正を働くだけの力がないから尊重されるというだけのことである。現にそれをなし得る能力のある者、真の男子ならば、不正を加えることも受けることもしないという契約など、決してだれとも結ばうとはしないだろう。そんなことをするのは狂気の沙汰であらうから。——「正義」というものの本性とは、ソクラテス、この説によれば、だいたいこういったものであり、また、そのそもその起源は以上のようなものであるとい

うのです。」

つまりグラウコンの言う「人々」は、次のように述べているのである。「正義とは、合理的な利己主義者の間の一つの契約であり、正義の原理を受け入れることは、(同じ)可能的弱者として) ほぼ同等の力を持つ人々の間の一つの妥協である」と。ロールズが自分の考え方との類縁性を見出したのは、このような見解に対してであったことが分かる。

2 ロールズとカントの道徳思想

ところでロールズは、他方で自己の正義論を、カントの道徳思想の延長線上にあるものとして位置づけている。「原初状態」の想定には、カントの「意志の自律」の思想と、「定言命法」の考え方に対する彼なりの解釈が反映しているというのである。「正義論」の主人公として彼が想定しているのは、「自由で平等な合理的人間」であるが、ロールズによれば、彼らはみな「無知のヴェール」をかけられているために、個人的な欲望や目的といった特殊な関心を満たすための知識を(つまり、他律的な原理の選択を可能にするような知識を)取り去られている。その結果、彼らは、「自由で平等な合理的存在である」という自分たちの本性を表現するような、自律的な原理の選択しか行わないというのである⁽⁵⁾。

彼らが選択する正義の二原理は、ロールズによれば、「自由

で平等な合理的存在」の全員に対する命令だという点で、カントの定言命法に類似している。假言命法は、「もし、しかしかの目的を達成しようと思うならば、これこれをせよ」というような、特定の目的を達成するための手段に関する命令であるが、そもそも「正義の二原理に関する議論は、当事者が特定の目的を持つというふうには仮定していない」とロールズは言う⁽⁶⁾。

要するに、自己利益を追求する人々に「無知のヴェール」をかけるという理論上の操作は、彼らをカント的な(理性的自己)の視点に立たせるための技巧的な手続きだというのが、ロールズの見解である。この見解に従えば、『正義論』は、利己主義者がカント的な(理性的自己)の視点に立つとき、どのような正義原理を選択することになるかを示そうとした思考実験だと言えるであろう。

『正義論』の主人公たちが選択する正義の二原理、特にその第一原理である「平等な自由の原理」は、実際、カントが説くところとよく合致している。カントは、「目的それ自体としての人間存在」という観点から、(パーリンのいう消極的な意味での)自由一般を、人間の不可侵の権利として意味づけている⁽⁷⁾。これはロックや、その影響下にあるアメリカ独立宣言にも、またフランス人権宣言にも見られる考え方である。ロールズはこうした自由主義の立場を、カント的な(理性的自己)の視点に立った正義原理の表明とみなし、みずからの「平等な自由の原理」を、その延長線上にあるものとして意味づけるのである。

3 なぜカントなのか

古代ギリシアのソフィストの見解と、カントの道徳思想が一つの理論の中で同居している。なんとも奇妙な構図であるが、ここで確認しておきたいのは、ロールズの「平等な自由の原理」に対して両者が含意する態度もしくは評価の如何である。カントは「平等な自由の原理」に対して肯定的な評価を下すが、ソフィストはこれに対して否定的な評価を下す。グラウコンの言う「人々」は、「平等な自由の原理」を認め合うような契約を交わすなどということは、「真の男子」にはとても受け入れられない「狂気の沙汰」であると主張する。彼らソフィストは「平等な自由の原理」の成り立ちに関してはロールズと一致する認識を示すものの、この原理そのものを受け入れないのである。

では、このような評価の違いはどこから生じるのであろうか。ソフィストとは反対に、ロールズはなぜ「平等な自由の原理」を、正当性を持つ原理として肯定的に評価するのか。ソフィストとの見解の共通性を公言するロールズが、そのソフィストと袂を分かť分岐点はどこにあるのか。それは、彼が「原初状態」を構想した地点、すなわち彼の論証の出発点である。「原初状態」の成員は全員が「無知のヴェール」をかけられているが、そのような想定を彼がなぜ必要とするのかといえば、それは、この想定が一つの概念装置——自己を可能的弱者として規定する、同質の人々だけからなる集団を構成するための概念装置——として機能するからである。

「無知のヴェール」という装置は、一種の陶片追放クソトシヤクの装置であると言ってもよい。自己を強者として規定し、力による他者支配をもくろむ者は、この装置によってあらかじめ排除される。そのようにして強者が排除され、この集団の成員は自己を可能的弱者として規定している者たちだけだということになれば、この集団の全成員が利害の調整原理として、「平等な自由の原理」を第一原理とする正義の二原理を選択することは当然の成り行きである。つまり「原初状態」を設定することによって、正義の二原理は集団の全成員の合意に基づくものだとということになり、それゆえこの原理は正当性を持つ原理だと主張できることになるのである。

ここで問題になるのは、「無知のヴェール」をかけるというこの陶片追放の手續きが、はたして正当なものであるかどうかである。ロールズがこの手續きを正当なものとするのは、「同等な条件の下にある合理的な人々の合意だけが正当性を持つ」と考えるからである。しかしこの考えは、一つの前提によって支えられている。それは、「力を背景にして強要された同意は不当である」という考え方である。とすれば、「無知のヴェール」をかけるという手續きの正当性は——したがってまた「平等な自由の原理」の正当性は——前提されているこの考え方そのものの正当性の如何にかかっていると言えるであろう。原初状態を想定することの正当性を示し、「平等な自由の原理」の正当性を示そうとすれば、ロールズは「力を背景にして強要された同意は不当である」とする考え方が正当であることを示さな

ければならない。しかし『正義論』には、そのことを示す論理の展開は見られない。正義原理の正当性の論証という点では、『正義論』はきわめて不十分なものであると言わなければならぬ。

ロールズがカントの道徳思想を援用するのは、自己の理論が持つそうした弱点をカバーしようとしたためと見ることができよう。すでに見たように、ロールズは「原初状態」を、カント的な（理性的自己）を作り出す装置として捉えていた。合理的な自己主義者たちは「無知のヴェール」をかけられることによって、個人的な欲望や目的といった特殊な関心を満たすための知識を取り去られる。すなわち、彼らは他律的な原理の選択を可能にするような知識を取り去られ、自律的な原理の選択を行う存在になる。自律的な存在として、理性が自らに課した法則としての道徳法則に従う存在になる、という意味では、彼らは利己的存在であることをやめて、道徳的存在になると言えるであろう。「原初状態」とは利己的存在を道徳的存在へと作り変える装置であり、道徳的世界を生み出す装置なのである。

「原初状態」はまた次の点からも、道徳的な意味を持った装置であると言えるであろう。すなわち「原初状態」は、成員に「無知のヴェール」をかけるという操作を介して、弱者の視点を作り出す装置として機能する。相手の立場にたつてものを考えること、とりわけ弱者の立場にたつてもの考えること、それが道徳の基本であるとすれば、「無知のヴェール」はまさしく道徳の基本を設定する装置であると言ってよい。

「原初状態」が道徳的な視点を生み出す装置であるとすれば、これを（正当性の論証の欠如を理由に）退けることは難しい。なぜなら道徳は、他者と共同してしか生きていけない我々人間が、すなわち、社会的存在としてしか生きていけない我々人間が、社会を形成し維持していくために欠かすことのできない観念的な装置だからである。

「原初状態」というこの正義論の想定に対しては、その非現実性を理由に批判が向けられてきた。現実の我々は「無知のヴェール」などかけられてはいない、というわけである⁽⁸⁾。我々は自分の能力や、自分がおかれた社会的境遇についてよく承知している。その限りでは、原初状態の想定は、たしかに非現実的な想定であると言えるかもしれない。

しかし、この想定はまったく非現実的な想定かといえば、そうではないと私は考える。不況が深刻化し、大企業や銀行でさえ倒産する昨今では、大半のサラリーマンがいつ失業してもおかしくない状況にある。昨日まで社長の椅子に座っていた人でも、明日は夜逃げを余儀なくされ、ホームレスになっているかもしれないのである。先が見えないこのような状態は、まさしく各人が「無知のヴェール」をかけられた状態と言ってもよいのではないか。

なるほどこの社会には、失業の心配をまぬかれている人たちがいることも事実である。倒産の可能性がまったくない国家機関や超巨大企業で、リストラの対象にならない地位についている人、医師のように、いつでも再就職できる特殊な技能を身に

つけている人、あるいは食うに困らないだけの資産の持ち主などがそうである。そのような人たちは、自分を可能的弱者とはみなさないかもしれない。

しかし神ではない我々は、いつ災難に遭わなとも限らない不確実な存在である。失業の心配がない医師や、超巨大企業の幹部社員でも、病気や交通事故で身体に決定的な損傷を負う可能性から逃れることはできない。食うに困らないだけの資産の持ち主も例外ではない。交通事故に遭わなかったとしても、形あるものはいつか壊れる。株券は紙くず同然になり得るし、ビルやマンションのオーナーも、震災で建物が倒壊すればそれまでである。要するに、だれもがある意味では「無知のヴェール」をかけられており、ただ、そのことに自覚的であるかどうかの違いがあるだけなのである。「正義の二原理」を示されて、「うん、なるほどこれは妥当な線だ」と納得する人は、そのことに自覚的な人である。

だが、ここで我々は次の問いを提起しなければならない。自己が可能的弱者であることを自覚し、弱者の立場に身をおいて——まるで我がごとのように——考える人たちは、はたしてカント的な意味での道徳的存在と言えるのであろうか。利己主義者も（「無知のヴェール」をかけられることで）（「理性的自己」の視点に立つことができる、とロールズは考えているが、この（「理性的自己」）は、カントが考えるものとは大きく異なっているのではないであらうか。利己主義者の（「理性的自己」）は、自己利益の追求に最大の関心をおく。彼らが弱者の立場に身を

いて、「弱者にも優しい社会を！」と考えるのは、自らが可能的弱者であることを自覚し、実際に弱者の境遇になっても利益を失うことがないようにと考えるからである。これに対してカントの（「理性的自己」）は、そのような利害関心そのものを不道徳なものとして退ける。「実践理性批判」の中で、カントは次のように書いている。

「自分の幸福という原理が意志の規定根拠とされるなら、それは道徳の原理の正反対である。」^[9]

「意志の規定根拠を自分の幸福への欲求におく格率は、ならぬ道徳的ではなく、どんな徳をも樹立できない。」^[10]

「自分の幸福ということから取ってこられた動機を交えることは、すべて、道徳法則が人間の心におよぼす影響を阻む障害である。」^[11]

これらの文章に示されているように、自分の幸福を——ということとは、長期的な意味での自分の利益を——もつばらの関心事としてものごとの判断をしたり、振舞ったりすることは、道徳に反することであるとカントは考えている。カントからすれば、ロールズ「正義論」の世界の成員は、（たとえ彼らが弱者の視点に立つとしても）道徳的な存在ではないということになる。カント的な道徳は、ロールズ「正義論」の世界とは水と油の關係にあり、この世界の成員にとつては、それは異物に等しいということになる。ロールズが提示する（「正義」と、カント

的道徳は根本的に異なっているのである。この相違をロールズは見逃しているが、この相違の見逃しが意図的なものなのかどうかは分からない。

(さざざわ・ゆたか

筑波大学大学院
人文社会科学研究所教授)

注

- (1) ロールズ『公正としての正義』田中成明編訳、木鐸社、一七八〇年、七〇頁。
- (2) プラトン『国家』藤沢令夫訳、岩波文庫、一九七九年、358E-359A。
- (3) ロールズ、前掲書、四四頁。
- (4) プラトン『ゴルギアス』加来彰俊訳、岩波文庫、一九六七年、483B-C。
- (5) Rawls, A Theory of Justice, Cambridge, Harvard Univ. Press, 1971, p.224.
- (6) Rawls, op.cit., p.222-223.
- (7) カント『道徳形而上学の基礎づけ』宇都宮芳明訳注、以文社、一九八九年、一三二頁。
- (8) 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、一九九七年、二一六頁。
- (9) カント『実践理性批判』宇都宮芳明訳注、以文社、一九九〇年、八九頁。
- (10) カント、前掲書、二八四頁。
- (11) カント、前掲書、二七八頁。